平成２２年（フ）第３４６号
静岡県浜松市北区三方原町2041番地の８、前住所静岡県浜松市中区花川町827番地
債務者　石原彌榮子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
川崎市麻生区上麻生７丁目20番１号　スターハイツ101
債務者　西村　智憲
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７０号
東京都多摩市豊ケ丘２丁目６番地２―303
債務者　藤井清太郎
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９２号
沖縄県沖縄市高原４丁目１番15号
債務者　照喜名康枝（旧姓島袋）
１　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第９９号
沖縄県うるま市字宮里344番地５
債務者　仲里　愛子
１　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２５８号
愛知県刈谷市東境町昭山53番地１　ハイツグリーンヒルＢ102号
債務者　柴田昇次郎
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
静岡市駿河区馬渕２丁目10番19号　メゾンドメール２Ｃ号、旧住所静岡市駿河区馬渕４丁目11番１号　ハイツ若宮202号
債務者　児玉　幸一
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午前11時40分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８号
静岡市駿河区丸子５丁目12番20―１号、旧住所静岡市駿河区丸子３丁目７番９号
債務者　森内ゆかり
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６４号
静岡県藤枝市高岡２丁目４番28号
債務者　森下　光代
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６７号
静岡市葵区千代田７丁目６番33号　サンハイム千代田202号、旧住所静岡県藤枝市駅前２丁目３番３号　メゾン琢磨Ⅱ304
債務者　片岡　美香（旧姓上林）
１　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９号
静岡市駿河区下島143番地の１　ドルフＫ103号
債務者　神田　弘美
１　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５９２４号
東京都港区虎ノ門３丁目18番６号
破産者　株式会社ＣｒｅａｔｏｒｓＮｅｔ
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９６０号
東京都世田谷区上馬２丁目19番５号
破産者　中村造園株式会社
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２９６１号
東京都世田谷区上馬２丁目19―５
破産者　中村　　晴
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９７８号
埼玉県越谷市谷中町４丁目171　ガーデンセレクトＡ
破産者　庄司　　誠
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３８１号
神奈川県厚木市長谷1506―１―102、開始決定時の住所神奈川県厚木市長谷1267―２―103
破産者　武居　廣雄
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６３４号
千葉県銚子市本城町４丁目478番地
破産者　株式会社藤井組
１　決定年月日　平成22年６月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部